

○数値の算定及び等級の格付け要領（昭和 55 年 12 月 1 日港管第 3722 号）の一部改正について 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第 1 条～第 2 条（略） （客観的事項の審査項目）</p> <p>第 3 条 要領第 7 条第 1 項各号に掲げる工事の客観的事項の審査項目は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）技術力</p> <p>イ 客観的事項の審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち建設業の種類別の次に掲げる者（以下「技術職員」という。）の数（ただし、1 人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は 2 までとする。）</p> <p>① 建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者（同法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、同法第 26 条の 4 から第 26 条の 6 までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した日の属する年の翌年から起算して 5 年を経過しないものに限る。）</p> <p>②～⑥（略）</p> <p>ロ（略）</p> <p>（4） その他の審査項目（社会性等）</p> <p>イ 次に掲げる<u>建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組</u>の状況</p> <p>① ～ ⑤（略）</p> <p>⑥ 若年技術職員（満 3 5 歳未満の技術職員をいう。以下同じ。）の継続的な育成及び確保の状況（客観的事項の審査基準日において、若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の 1 5 パーセント以上であるか否かをいう。）</p> <p>⑦ 新規若年技術職員の育成及び確保の状況（客観的事項の審査基準日において、若年技術職員のうち、審査対象年において新規に技術職員とな</p>	<p>第 1 条～第 2 条（略） （客観的事項の審査項目）</p> <p>第 3 条 要領第 7 条第 1 項各号に掲げる工事の客観的事項の審査項目は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）技術力</p> <p>イ 客観的事項の審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち建設業の種類別の次に掲げる者（以下「技術職員」という。）の数（ただし、1 人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は 2 までとする。）</p> <p>① 建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者（同法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、同法第 26 条の 4 から第 26 条の 6 までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を<u>当期事業年度開始日の直前 5 年以内に受講したもの</u>に限る。）</p> <p>②～⑥（略）</p> <p>ロ（略）</p> <p>（4） その他の審査項目（社会性等）</p> <p>イ 次に掲げる<u>労働福祉</u>の状況</p> <p>①～ ⑤（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

<p>った人数が技術職員の人数の合計の1パーセント以上であるか否かをいう。)</p> <p>⑧ 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事するものの取り組みの状況（技術者が審査基準日以前1年間に取得したCPD単位の平均値及び技能者が審査基準以前3年間に能力評価基準に1以上上位となった者の割合をいう。)</p> <p>⑨ ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況（審査基準日以前に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づくえるぼし認定(第1段階)、えるぼし認定(第2段階)、えるぼし認定(第3段階)若しくはプラチナえるぼし認定、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づくくるみん認定、トライくるみん認定若しくはプラチナくるみん認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づくユースエール認定を取得しており、かつ、審査基準日時点において、認定取消又は辞退がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められていることが確認できる場合であるか否かをいう。)</p> <p>⑩ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（審査基準日（令和5年8月14日以降の審査基準日に限る。）以前1年のうちに発注者から直接請け負った審査対象工事において、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施しており、かつ、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書を提出している場合であるか否かをいう。)</p> <p>ロ～ホ（略）</p> <p>へ 審査対象年及び前審査対象年における<u>研究開発費の平均の額</u>（以下「平均研究開発費の額」という。ただし、会計監査人設置会社において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って処理されたものに限る。）</p> <p>ト 客観的事項の審査基準日における建設機械の保有状況（自ら所有し、又はリース契約（客観的事項の審査基準日から1年7か月以上の使用期</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>ロ～ホ（略）</p> <p>へ 審査対象年及び前審査対象年における<u>研究開発費の額の平均の額</u>（以下「平均研究開発費の額」という。ただし、会計監査人設置会社において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って処理されたものに限る。）</p> <p>ト 客観的事項の審査基準日における建設機械の保有状況（自ら所有し、又はリース契約（客観的事項の審査基準日から1年7か月以上の使用期</p>
---	--

間が定められているものに限る。)により使用する建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の自動車検査証をいう。)の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械の合計台数(以下「建設機械の所有及びリース台数」という。)をいう。)

チ 客観的事項の審査基準日における国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況(エコアクション21の認証を受けている場合若しくは国際標準化機構第9001号又は第14001号の規格により登録されているか否かをいう(認証範囲に建設業が含まれていないもの及び認証範囲が一部の支店等に限られているものは除く。))

(削除)

2・3(略)
第3条の2

間が定められているものに限る。)により使用する建設機械抵当法施行令(昭和29年政令第294号)別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)第二条第二項に規定する大型自動車のうち、同法第三条第一項第二号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第318号)第十二条第一項第四号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンの合計台数(以下「建設機械の所有及びリース台数」という。)をいう。)

チ 客観的事項の審査基準日における国際標準化機構が定めた規格による登録の状況(国際標準化機構第9001号又は第14001号の規格により登録されているか否かをいう(認証範囲に建設業が含まれていないもの及び認証範囲が一部の支店等に限られているものは除く。))

リ 次に掲げる客観的事項の審査基準日又は審査対象年における若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

- ① 若年技術職員(満三十五歳未満の技術職員をいう。以下同じ。)の継続的な育成及び確保の状況(客観的事項の審査基準日において、若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の十五パーセント以上であるか否かをいう。)
- ② 新規若年技術職員の育成及び確保の状況(客観的事項の審査基準日において、若年技術職員のうち、審査対象年において新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1パーセント以上であるか否かをいう。)

2・3(略)
第3条の2

(1) ~ (2) (略)

(3) 経営状況；次の算式により算定した数値とする。

算式

$$167.3 \times \text{経営状況評点} + 583$$

経営状況評点（ただし、経営状況評点が0点に満たない場合は0とみなす。）の算定の方式

$$- 0.4650 \times X1 - 0.0508 \times X2 + 0.0264 \times X3 + 0.0277 \times X4 + 0.0011 \times X5 + 0.0089 \times X6 + 0.0818 \times X7 + 0.0172 \times X8 + 0.1906$$

X1：純支払利息比率

X2：負債回転期間

X3：総資本売上総利益率

X4：売上高経常利益率

X5：自己資本対固定資産比率

X6：自己資本比率

X7：営業キャッシュ・フロー

X8：利益剰余金

備考

上記 X1~X8 の各指標ごとに、その数値が別表 4 の A 欄に掲げる数値を超える場合は A 欄に掲げる数値とし、B 欄に掲げる数値に満たない場合は B 欄に掲げる数値とする。

なお、審査対象年間に開始する事業年度に含まれる月数が 12 か月に満たない場合は C 欄に掲げる数値とする。

(4) 技術力；次のイに定める数値に 5 分の 4 を乗じたものと、ロに定める数値に 5 分の 1 を乗じたものを合計して得た点数とする。

イ 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数に、1 級技術者であって監理技術者資格証保有者かつ監理技術者講習受講者にあつては、6 を、1 級技術者にあつては、5 を、監理技術者補佐にあつては、4 を、基幹技能者受講者であつて 1 級技術者及び監理技術者補佐以外の者にあつては、3 を、2 級技術者にあつては、2 を、

(1) ~ (2) (略)

(3) 経営状況；次の算式により算定した数値とする。

算式

$$167.3 \times \text{経営状況評点} + 583$$

経営状況評点（ただし、経営状況評点が0点に満たない場合は0とみなす。）の算定の方式

$$- 0.4650 \times X1 - 0.0508 \times X2 + 0.0264 \times X3 + 0.0277 \times X4 + 0.0011 \times X5 + 0.0089 \times X6 + 0.0818 \times X7 + 0.0172 \times X8 + 0.1906$$

X1：純支払利息比率

X2：負債回転期間

X3：総資本売上総利益率

X4：売上高経常利益率

X5：自己資本対固定資産比率

X6：自己資本比率

X7：営業キャッシュ・フロー

X8：利益剰余金

備考

上記 X1~X8 の各指標ごとに、その数値が別表 33 の A 欄に掲げる数値を超える場合は A 欄に掲げる数値とし、B 欄に掲げる数値に満たない場合は B 欄に掲げる数値とする。

なお、審査対象年間に開始する事業年度に含まれる月数が 12 か月に満たない場合は C 欄に掲げる数値とする。

(4) 技術力；次のイに定める数値に 5 分の 4 を乗じたものと、ロに定める数値に 5 分の 1 を乗じたものを合計して得た点数とする。

イ 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数に、1 級技術者であって監理技術者資格証保有者かつ監理技術者講習受講者にあつては、6 を、1 級技術者にあつては、5 を、監理技術者補佐にあつては、4 を、基幹技能者受講者であつて 1 級技術者及び監理技術者補佐以外の者にあつては、3 を、2 級技術者にあつては、2 を、

その他の技術者にあつては、1をそれぞれ乗じて得た数値の合計数値を、希望工事区分ごとに求め、これらが別表5の技術職員数値の欄のいずれに該当するか求める。

ロ 元請完成工事高について算定した許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高については、そのいずれかの額が、別表6の種類別年間平均元請完成工事高の欄のいずれかに該当するかを許可を受けた建設業に係る建設工事の種類ごとに求める。

(5) その他の審査項目；次のイからㄗまで定める数値を合計し、その数値を次の算式により算出した数値とする。

$$\text{算式 } \text{イ} \sim \text{ㄗ} \text{ までの合計値} \times 10 \times \underline{175} / 200$$

ただし、令和5年8月13日以前の客観的事項の審査基準日における数値は以下の算式により算出した数値とする。

$$\text{算式 } \text{イ} \sim \text{ㄗ} \text{ までの合計値} \times 10 \times \underline{190} / 200$$

イ 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況の数値

次の算式により算出した点数とする。

$$\text{算式 } Y1 \times 15 - Y2 \times 40$$

Y1；第3条第1項第4号イの③から⑤までの各項目のうち加入又は導入されている件数

Y2；第3条第1項第4号イの①から②までの各項目について加入をしていないとされた件数

ロ 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の数値

若年の技術職員の継続的な育成及び確保の状況に応じて、別表第7の点数とする。新規若年技術職員の育成及び確保の状況については、別表第8の点数とする。

ハ 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況の数値

知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況に応じて別表第9の点数とする。

その他の技術者にあつては、1をそれぞれ乗じて得た数値の合計数値を、希望工事区分ごとに求め、これらが別表4の技術職員数値の欄のいずれに該当するか求める。

ロ 元請完成工事高について算定した許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高については、そのいずれかの額が、別表5の種類別年間平均元請完成工事高の欄のいずれかに該当するかを許可を受けた建設業に係る建設工事の種類ごとに求める。

(5) その他の審査項目；次のイからリまで定める数値を合計し、その数値を次の算式により算出した数値とする。

$$\text{算式 } \text{イ} \sim \text{リ} \text{ までの合計値} \times 10 \times \underline{190} / 200$$

イ 労働福祉の状況の数値

次の算式により算出した点数とする。

$$\text{算式 } Y1 \times 15 - Y2 \times 40$$

Y1；第3条第1項第4号イの③から⑤までの各項目のうち加入又は導入されている件数

Y2；第3条第1項第4号イの①から②までの各項目について加入をしていないとされた件数

(新設)

(新設)

<p><u>ニ</u> ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況の数値 ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況に応じて、別表第 10 の点数とする。</p> <p><u>ホ</u> 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の数値 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況に応じて別表 11 の点数とする。</p> <p><u>ヘ</u> 建設業の営業年数の数値 ① 営業年数に応じた別表 12 の点数とする。 ② 民事再生法又は会社更生法の適用の有無に応じて、別表 13 の点数とする。</p> <p><u>ト</u> 防災活動への貢献の状況の数値 防災協定締結の有無に応じて、別表 14 の点数とする。</p> <p><u>チ</u> 法令遵守の状況の数値 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことの有無に応じて、別表 15 の点数とする。</p> <p><u>リ</u> 建設業の経理に関する状況の数値 ① 監査の受審状況については、会計監査人若しくは会計参与の設置有無又は建設業の経理実務の責任者に該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものの提出の有無に応じて、別表 16 の点数とする。 ② 公認会計士等の数については、別表 17 の公認会計士等数値の欄のいずれに該当するかを求め、点数とする。</p> <p><u>ヌ</u> 研究開発の状況の数値 平均研究開発費の額に応じて、別表 18 の点数とする。</p> <p><u>ル</u> 建設機械の保有状況の数値 建設機械の所有及びリース台数に応じて、別表 19 の点数とする</p> <p><u>ヲ</u> 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録状況の数値</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>ロ</u> 建設業の営業年数の数値 ① 営業年数に応じた別表 6 の点数とする。 ② 民事再生法又は会社更生法の適用の有無に応じて、別表 7 の点数とする。</p> <p><u>ハ</u> 防災活動への貢献の状況の数値 防災協定締結の有無に応じて、別表 8 の点数とする。</p> <p><u>ニ</u> 法令遵守の状況の数値 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことの有無に応じて、別表 9 の点数とする。</p> <p><u>ホ</u> 建設業の経理に関する状況の数値 ① 監査の受審状況については、会計監査人若しくは会計参与の設置有無又は建設業の経理実務の責任者に該当する者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものの提出の有無に応じて、別表 10 の点数とする。 ② 公認会計士等の数については、別表 11 の公認会計士等数値の欄のいずれに該当するかを求め、点数とする。</p> <p><u>ヘ</u> 研究開発の状況の数値 平均研究開発費の額に応じて、別表 12 の点数とする。</p> <p><u>ト</u> 建設機械の保有状況の数値 建設機械の所有及びリース台数に応じて、別表 13 の点数とする。</p> <p><u>チ</u> 国際標準化機構が定めた規格による登録状況の数値</p>
--	--

<p>エコアクション21の認証を受けている場合又は国際標準化機構第9001号若しくは第14001号の規格による登録の有無に応じて、別表20の点数とする。</p> <p>(削除)</p> <p>2 要領第7条の2に掲げる測量調査の客観的事項の各審査項目に対する審査数値は、次の各号に掲げる数値とする。</p> <p>(1) 年間平均実績高；その金額に応じた別表21の点数欄の点数とする。</p> <p>(2) 経営規模；自己資本の額及び職員の数に応じた別表22の点数欄の点数の合計値とする。</p> <p>(3) 経営比率等；流動比率、自己資本固定比率及び総資本純利益率の各比率並びに営業年数の年数に応じた別表23の点数欄の点数の合計値とする。</p> <p>3 要領第7条の3に掲げる建設コンサルタント等の客観的事項の各審査項目に対する審査数値は、次の各号に掲げる数値とする。</p> <p>(1) 年間平均実績高；その金額に応じた別表24の点数欄の点数とする。</p> <p>(2) 経営規模；自己資本の額及び職員の数に応じた別表25の点数欄の点数の合計値とする。</p> <p>(3) 経営比率等；流動比率及び営業年数に応じた別表26の点数欄の点数の合計値とする。</p> <p>第3条の3～第4条（略）</p> <p>(特別事項の審査項目の審査数値)</p> <p>第4条の2 要領第7条第1項各号に掲げる工事の特別事項の各審査項目に対する審査数値は、次の各号に掲げる数値とする。</p> <p>(1) 港湾工事に用いる船舶の能力；その能力に応じた別表27の点数欄の点</p>	<p>国際標準化機構第9001号又は第14001号の規格による登録の有無に応じて、別表14の点数とする。</p> <p>リ 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況の数値</p> <p>若年の技術職員の継続的な育成及び確保の状況に応じて、別表第15の点数とする。新規若年技術職員の育成及び確保の状況については、別表第16の点数とする。</p> <p>2 要領第7条の2に掲げる測量調査の客観的事項の各審査項目に対する審査数値は、次の各号に掲げる数値とする。</p> <p>(1) 年間平均実績高；その金額に応じた別表17の点数欄の点数とする。</p> <p>(2) 経営規模；自己資本の額及び職員の数に応じた別表18の点数欄の点数の合計値とする。</p> <p>(3) 経営比率等；流動比率、自己資本固定比率及び総資本純利益率の各比率並びに営業年数の年数に応じた別表19の点数欄の点数の合計値とする。</p> <p>3 要領第7条の3に掲げる建設コンサルタント等の客観的事項の各審査項目に対する審査数値は、次の各号に掲げる数値とする。</p> <p>(1) 年間平均実績高；その金額に応じた別表20の点数欄の点数とする。</p> <p>(2) 経営規模；自己資本の額及び職員の数に応じた別表21の点数欄の点数の合計値とする。</p> <p>(3) 経営比率等；流動比率及び営業年数に応じた別表22の点数欄の点数の合計値とする。</p> <p>第3条の3～第4条（略）</p> <p>(特別事項の審査項目の審査数値)</p> <p>第4条の2 要領第7条第1項各号に掲げる工事の特別事項の各審査項目に対する審査数値は、次の各号に掲げる数値とする。</p> <p>(1) 港湾工事に用いる船舶の能力；その能力に応じた別表23の点数欄の点</p>
---	---

数とする。

(2) 工事成績等

イ 特別事項の審査基準日の前日までの4年間に完成した要領第7条第1項各号に掲げる工事（地方整備局（港湾空港関係）、北海道開発局港湾空港部が所掌する工事並びに沖縄総合事務局に係る地方整備局（港湾空港関係）において所掌することとされている工事で、希望工事区分に属する工事に限る。以下「対象工事」という。）ごとに、「請負工事成績評定要領の制定について」（平成21年3月31日国港技第105号の2）第4（ただし、北海道開発局及び沖縄総合事務局に係る工事については、地方整備局（港湾空港関係）の評価方法と同等のものに限る。）の工事成績評定表による評定点合計から65点を控除した点数（当該工事の成績評定を行っていないときは、0点とする。以下「成績評点」という。）に、当該工事の技術的難易度係数（請負工事成績評定要領第5の技術的難易度評価表による技術的難易度評価に基づき別表28の技術的難易度係数の欄に掲げる1.0から2.0までの値をいう。以下同じ。）、災害対応実績係数（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項に定める「緊急の必要により競争に付することができない場合」において随意契約により契約した災害復旧工事については、2.0、これ以外の工事については、1.0とする。以下同じ。）、工事の請負金額を100万円で除した数値、当該工事を発注した地方整備局の別、当該工事の請負金額に応じ別表29の「部局係数」の欄に掲げる数値（以下「部局係数」という。）、調整係数（調査基準価格を下回る価格で契約した工事であって工事成績評定表による評定点合計が65点未満のものについては、2.0、これ以外の工事については、1.0とする。以下同じ。）及び評価対象工事の区分に応じ別表30の「直近係数」の欄に掲げる数値（以下「直近係数」という。）を乗じて点数を算出し、すべての対象工事に係る当該点数を合計して得られた点数（別表31において、「合計点数」という。）に応じ、別表31の算式により算出した値を評価点

数とする。

(2) 工事成績等

イ 特別事項の審査基準日の前日までの4年間に完成した要領第7条第1項各号に掲げる工事（地方整備局（港湾空港関係）、北海道開発局港湾空港部が所掌する工事並びに沖縄総合事務局に係る地方整備局（港湾空港関係）において所掌することとされている工事で、希望工事区分に属する工事に限る。以下「対象工事」という。）ごとに、「請負工事成績評定要領の制定について」（平成21年3月31日国港技第105号の2）第4（ただし、北海道開発局及び沖縄総合事務局に係る工事については、地方整備局（港湾空港関係）の評価方法と同等のものに限る。）の工事成績評定表による評定点合計から65点を控除した点数（当該工事の成績評定を行っていないときは、0点とする。以下「成績評点」という。）に、当該工事の技術的難易度係数（請負工事成績評定要領第5の技術的難易度評価表による技術的難易度評価に基づき別表24の技術的難易度係数の欄に掲げる1.0から2.0までの値をいう。以下同じ。）、災害対応実績係数（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項に定める「緊急の必要により競争に付することができない場合」において随意契約により契約した災害復旧工事については、2.0、これ以外の工事については、1.0とする。以下同じ。）、工事の請負金額を100万円で除した数値、当該工事を発注した地方整備局の別、当該工事の請負金額に応じ別表25の「部局係数」の欄に掲げる数値（以下「部局係数」という。）、調整係数（調査基準価格を下回る価格で契約した工事であって工事成績評定表による評定点合計が65点未満のものについては、2.0、これ以外の工事については、1.0とする。以下同じ。）及び評価対象工事の区分に応じ別表26の「直近係数」の欄に掲げる数値（以下「直近係数」という。）を乗じて点数を算出し、すべての対象工事に係る当該点数を合計して得られた点数（別表27において、「合計点数」という。）に応じ、別表27の算式により算出した値を評価点

とする。ただし、技術提案及び施工計画（以下「技術提案等」という。）を受け付けた工事（契約後VE方式によるものを除く。）については、工事ごとに工事成績評定表による評定点合計から65点を控除した点数（技術提案等を受け付けたが落札しなかった工事については1.0点）に、当該工事の技術的難易度係数、災害対応実績係数、工事の請負金額を100万円で除した数値、部局係数、得点率（技術提案又は施工計画の加算点（評価に応じて与えられた得点をいう。）を加算点の満点で除したもの。）に1.0を加えた数値、調整係数及び直近係数を乗じた点数（技術提案等を受け付けたが落札しなかった工事についてはさらに0.5を乗じる）を当該工事の点数とする。

なお、共同企業体が完成した工事に係る希望工事区分ごとの点数は、当該共同企業体の各構成員の点数として取り扱うことができるものとする。

ロ～ハ（略）

(3) 専門技術者数、新技術等の開発実績

イ 一般社団法人日本海上起重技術協会の行う「登録海上起重基幹技能者」又は「海上起重作業管理技士」の認定試験に合格し、登録を受けている専門技術者数に応じて、別表 32 の点数欄の点数とする。

ロ 一般財団法人沿岸技術研究センターの行う「港湾関連民間技術の確認審査・評価事業」に登録（評価証の有効期限5年）及び更新している技術案件数に応じた別表 33 の点数欄の点数とする。

2 要領第7条の2に掲げる測量調査の特別事項の各審査項目に対する審査数値は、次の各号に掲げる数値とする。

(1) 業務成績等

イ 業務成績点

特別事項の審査基準日の前日までの2年間に完了した要領第7条の2に掲げる測量調査に係る「設計・測量・調査等業務監督・検査事務処理要領の制定について」（平成8年4月1日港管第873号）第16条に規定する業務成績表（北海道開発局港湾空港部が所掌する測

とする。ただし、技術提案及び施工計画（以下「技術提案等」という。）を受け付けた工事（契約後VE方式によるものを除く。）については、工事ごとに工事成績評定表による評定点合計から65点を控除した点数（技術提案等を受け付けたが落札しなかった工事については1.0点）に、当該工事の技術的難易度係数、災害対応実績係数、工事の請負金額を100万円で除した数値、部局係数、得点率（技術提案又は施工計画の加算点（評価に応じて与えられた得点をいう。）を加算点の満点で除したもの。）に1.0を加えた数値、調整係数及び直近係数を乗じた点数（技術提案等を受け付けたが落札しなかった工事についてはさらに0.5を乗じる）を当該工事の点数とする。

なお、共同企業体が完成した工事に係る希望工事区分ごとの点数は、当該共同企業体の各構成員の点数として取り扱うことができるものとする。

ロ～ハ（略）

(3) 専門技術者数、新技術等の開発実績

イ 一般社団法人日本海上起重技術協会の行う「登録海上起重基幹技能者」又は「海上起重作業管理技士」の認定試験に合格し、登録を受けている専門技術者数に応じて、別表 28 の点数欄の点数とする。

ロ 一般財団法人沿岸技術研究センターの行う「港湾関連民間技術の確認審査・評価事業」に登録（評価証の有効期限5年）及び更新している技術案件数に応じた別表 29 の点数欄の点数とする。

2 要領第7条の2に掲げる測量調査の特別事項の各審査項目に対する審査数値は、次の各号に掲げる数値とする。

(1) 業務成績等

イ 業務成績点

特別事項の審査基準日の前日までの2年間に完了した要領第7条の2に掲げる測量調査に係る「設計・測量・調査等業務監督・検査事務処理要領の制定について」（平成8年4月1日港管第873号）第16条に規定する業務成績表（北海道開発局港湾空港部が所掌する測

量調査並びに沖縄総合事務局に係る地方整備局（港湾空港関係）において所掌することとされている測量調査の業務成績表を含む。ただし地方整備局（港湾空港関係）の評価方法と同等のものに限る。）による評定点（完了した測量調査が2以上あるときは、その平均値）に応じた別表 34 の点数を次の算式により算定した値（小数点以下切り捨て）とする。

$$\text{算式 } 0.2 \times (A \times 2 / 3 + B \times 1 / 3)$$

A；当該地方整備局の評定点平均値に応じた点数

B；全地方整備局等の評定点平均値に応じた点数

ロ 業務経歴点等

地方整備局（港湾空港関係）に係る測量調査（北海道開発局港湾空港部が所掌する測量調査並びに沖縄総合事務局に係る地方整備局（港湾空港関係）において所掌することとされている測量調査を含む。）の業務経歴等を別表 35 により算出した点数とする。

第4条の3（略）

（契約業者の等級の格付け）

第5条 契約業者の等級の格付けは、総合数値等に基づいて別表 36 により行う。

第6条～第7条（略）

附 則

1. この要領は、昭和64年1月1日から適用する。ただし、昭和63年12月末日までに資格の審査を申請した者及び適用日以後に発注する昭和63年度工事に係る共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。
2. 要領第7条第1項第5号に掲げる工事に係る第3条第1項第4号に掲げる審査項目の審査数値は、当分の間、第3条の2第1項第4号の規定にかかわらず、1級技術者の数、2級技術者の数及びその他技術者の数の合計

量調査並びに沖縄総合事務局に係る地方整備局（港湾空港関係）において所掌することとされている測量調査の業務成績表を含む。ただし地方整備局（港湾空港関係）の評価方法と同等のものに限る。）による評定点（完了した測量調査が2以上あるときは、その平均値）に応じた別表 30 の点数を次の算式により算定した値（小数点以下切り捨て）とする。

$$\text{算式 } 0.2 \times (A \times 2 / 3 + B \times 1 / 3)$$

A；当該地方整備局の評定点平均値に応じた点数

B；全地方整備局等の評定点平均値に応じた点数

ロ 業務経歴点等

地方整備局（港湾空港関係）に係る測量調査（北海道開発局港湾空港部が所掌する測量調査並びに沖縄総合事務局に係る地方整備局（港湾空港関係）において所掌することとされている測量調査を含む。）の業務経歴等を別表 31 により算出した点数とする。

第4条の3（略）

（契約業者の等級の格付け）

第5条 契約業者の等級の格付けは、総合数値等に基づいて別表 32 により行う。

第6条～第7条（略）

附 則

1. この要領は、昭和64年1月1日から適用する。ただし、昭和63年12月末日までに資格の審査を申請した者及び適用日以後に発注する昭和63年度工事に係る共同企業体の取扱いについては、なお従前の例による。
2. 要領第7条第1項第5号に掲げる工事に係る第3条第1項第4号に掲げる審査項目の審査数値は、当分の間、第3条の2第1項第4号の規定にかかわらず、1級技術者の数、2級技術者の数及びその他技術者の数の合計

<p>数値に応じた別表3の点数欄の点数とする。</p> <p>附 則 この要領は、平成7年1月1日から適用する。ただし、平成6年度の資格審査に係る数値の算定及び等級の格付けについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成9年9月1日付け港管第2136号） この通達は、平成9年9月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成10年12月17日付け港管第2374号） この改正は、平成11・12年度の資格審査から適用し、平成9・10年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成13年1月23日付け港管第23の7号） この改正は、平成13・14年度の資格審査から適用し、平成11・12年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成15年3月31日付け国港管第802号） この改正は、平成15・16年度の資格審査から適用し、平成13・14年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成16年10月27日付け国港管第639号） 本通達は、平成17・18年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成15・16年度の資格審査については、なお従前のおりとする。</p> <p>附 則（平成19年2月13日付け国港総第713号） この改正は、平成19・20年度の資格審査から適用し、平成17・18年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。</p> <p>附 則（平成21年3月31日付け国港総第980号） この改正は、平成21・22年度の資格審査から適用し、平成19・20年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。</p> <p>附 則（平成23年3月24日付け国港総第800号） この改正は、平成23・24年度の資格審査から適用し、平成21・22年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。ただし、平成23年8月31日までにを行う申請において、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成22年 国土交通省告示第1175号）による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の第3条から第3条の</p>	<p>数値に応じた別表3の点数欄の点数とする。</p> <p>附 則 この要領は、平成7年1月1日から適用する。ただし、平成6年度の資格審査に係る数値の算定及び等級の格付けについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成9年9月1日付け港管第2136号） この通達は、平成9年9月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成10年12月17日付け港管第2374号） この改正は、平成11・12年度の資格審査から適用し、平成9・10年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成13年1月23日付け港管第23の7号） この改正は、平成13・14年度の資格審査から適用し、平成11・12年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成15年3月31日付け国港管第802号） この改正は、平成15・16年度の資格審査から適用し、平成13・14年度の資格審査については、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成16年10月27日付け国港管第639号） 本通達は、平成17・18年度の資格審査の受付に係るものから施行する。ただし、平成15・16年度の資格審査については、なお従前のおりとする。</p> <p>附 則（平成19年2月13日付け国港総第713号） この改正は、平成19・20年度の資格審査から適用し、平成17・18年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。</p> <p>附 則（平成21年3月31日付け国港総第980号） この改正は、平成21・22年度の資格審査から適用し、平成19・20年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。</p> <p>附 則（平成23年3月24日付け国港総第800号） この改正は、平成23・24年度の資格審査から適用し、平成21・22年度の資格審査については、なお従前の例のおりとする。ただし、平成23年8月31日までにを行う申請において、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成22年 国土交通省告示第1175号）による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の第3条から第3条の</p>
---	---

3により取り扱うこととする。

附則（平成25年3月15日付け国港総第528号）

この改正は、平成25・26年度の資格審査から適用し、平成23・24年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附則（平成27年3月13日付け国港総第480号）

本通達は、平成27・28年度の資格審査から適用し、平成25・26年度の資格審査については、なお従前の例による。ただし、第3条第4項イ⑤、ト及びリ並びに第3条の2第5項リの改正は、要領第3条第1項第2号に掲げる書類が建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成26年国土交通省告示第1055号）による改正前の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）に基づき審査されている場合には、適用しない。

附則（平成29年3月14日付け国港総第519号）

本通達は、平成29・30年度の資格審査から適用し、平成27・28年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附則（平成30年3月28日付け国港総第620号）

本通達は、平成29・30年度の資格審査から適用する。ただし、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成29年国土交通省告示第1196号）による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の例のとおりとする。

附則（平成31年3月13日付け国港総第627号）

本通達は、平成31・32年度の資格審査から適用し、平成29・30年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附則（令和3年3月18日付け国港総第726号）

本通達は、令和3・4年度の資格審査から適用し、平成31・32年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附則（令和3年6月10日付け国港総第129号）

本通達は、令和3・4年度の資格審査から適用する。ただし、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和3年国土交通省告示第246号）による改正前の審査基

3により取り扱うこととする。

附則（平成25年3月15日付け国港総第528号）

この改正は、平成25・26年度の資格審査から適用し、平成23・24年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附則（平成27年3月13日付け国港総第480号）

本通達は、平成27・28年度の資格審査から適用し、平成25・26年度の資格審査については、なお従前の例による。ただし、第3条第4項イ⑤、ト及びリ並びに第3条の2第5項リの改正は、要領第3条第1項第2号に掲げる書類が建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成26年国土交通省告示第1055号）による改正前の建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）に基づき審査されている場合には、適用しない。

附則（平成29年3月14日付け国港総第519号）

本通達は、平成29・30年度の資格審査から適用し、平成27・28年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附則（平成30年3月28日付け国港総第620号）

本通達は、平成29・30年度の資格審査から適用する。ただし、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（平成29年国土交通省告示第1196号）による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の例のとおりとする。

附則（平成31年3月13日付け国港総第627号）

本通達は、平成31・32年度の資格審査から適用し、平成29・30年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附則（令和3年3月18日付け国港総第726号）

本通達は、令和3・4年度の資格審査から適用し、平成31・32年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。

附則（令和3年6月10日付け国港総第129号）

本通達は、令和3・4年度の資格審査から適用する。ただし、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和3年国土交通省告示第246号）による改正前の審査基

準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の例のとおりとする。

附 則（令和4年11月30日付け国港総第459号）

本通達は、令和3・4年度の資格審査から適用する。ただし、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示（令和4年 国土交通省告示 827号）による改正前の審査基準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の例のとおりとする。

別表4（第3条の2第1項第3号備考関係）

（表 略）

別表5（第3条の2第1項第4号イ関係－技術職員数値）

（表 略）

別表6（第3条の2第1項第4号ロ関係－種類別年間平均元請完成工事高）

（表 略）

別表7（第3条の2第1項第5号ロ①関係）

（表 略）

別表8（第3条の2第1項第5号ロ②関係）

（表 略）

準による経営事項審査に基づく場合の客観的事項に関する数値については、従前の例のとおりとする。

別表33（第3条の2第1項第3号備考関係）

（表 略）

別表4（第3条の2第1項第4号イ関係－技術職員数値）

（表 略）

別表5（第3条の2第1項第4号ロ関係－種類別年間平均元請完成工事高）

（表 略）

別表15（第3条の2第1項第5号リ①関係）

（表 略）

別表16（第3条の2第1項第5号リ②関係）

（表 略）

別表9（第3条の2第1項第5号ハ関係）

知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	点数
10	10
9 以上 10 未満	9
8 以上 9 未満	8
7 以上 8 未満	7
6 以上 7 未満	6
5 以上 6 未満	5
4 以上 5 未満	4
3 以上 4 未満	3
2 以上 3 未満	2
1 以上 2 未満	1
1 未満	0

(新設)

別表10（第3条の2第1項第5号ニ関係）

ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	点数
プラチナえるぼし認定を取得	5
プラチナくるみん認定を取得	5
えるぼし認定（3段階目）を取得	4
ユースエール認定を取得	4
えるぼし認定（2段階目）を取得	3
くるみん認定を取得	3
トライくるみん認定を取得	3
えるぼし認定（1段階目）を取得	2
無	0

(新設)

別表 11 (第 3 条の 2 第 1 項第 5 号ホ関係)

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	点数
全ての建設工事で実施	15
全ての公共工事で実施	10
該当せず	0

別表 12 (第 3 条の 2 第 1 項第 5 号へ①関係－営業年数の数値)

(表 略)

別表 13 (第 3 条の 2 第 1 項第 5 号へ②関係－民事再生法又は会社更生法の適用状況の数値)

(表 略)

別表 14 (第 3 条の 2 第 1 項第 5 号ト関係－防災活動への貢献の状況の数値)

(表 略)

別表 15 (第 3 条の 2 第 1 項第 5 号チ関係－法令遵守の状況の数値)

(表 略)

別表 16 (第 3 条の 2 第 1 項第 5 号リ①関係 v 監査の受審状況の数値)

(表 略)

別表 17 (第 3 条の 2 第 1 項第 5 号ホ②関係－公認会計士等数値)

(表 略)

別表 18 (第 3 条の 2 第 1 項第 5 号ヌ関係－研究開発の状況の数値)

(新設)

別表 6 (第 3 条の 2 第 1 項第 5 号ロ①関係－営業年数の数値)

(表 略)

別表 7 (第 3 条の 2 第 1 項第 5 号ロ②関係－民事再生法又は会社更生法の適用状況の数値)

(表 略)

別表 8 (第 3 条の 2 第 1 項第 5 号ハ関係－防災活動への貢献の状況の数値)

(表 略)

別表 9 (第 3 条の 2 第 1 項第 5 号ニ関係－法令遵守の状況の数値)

(表 略)

別表 10 (第 3 条の 2 第 1 項第 5 号ホ①関係－監査の受審状況の数値)

(表 略)

別表 11 (第 3 条の 2 第 1 項第 5 号ホ②関係－公認会計士等数値)

(表 略)

別表 12 (第 3 条の 2 第 1 項第 5 号へ関係－研究開発の状況の数値)

(表 略)

別表 19 (第 3 条の 2 第 1 項第 5 号ル関係ー建設機械の保有状況の数値)

(表 略)

別表 20 (第 3 条の 2 第 1 項第 5 号ヲ関係ー国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況の数値)

国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	点 数
エコアクション 21 の認証並びに国際標準化機構第 9001 号及び第 14001 号の登録	10
国際標準化機構第 9001 号及び第 14001 号の登録	10
エコアクション 21 の認証及び国際標準化機構第 9001 号の登録	8
エコアクション 21 の認証及び国際標準化機構第 14001 号の登録	5
国際標準化機構第 9001 号の登録	5
国際標準化機構第 14001 号の登録	5
エコアクション 21 の認証	3
無	0

別表 21 (第 3 条の 2 第 2 項第 1 号関係ー年間平均実績高)

(表 略)

別表 22 (第 3 条の 2 第 2 項第 2 号関係ー経営規模)

(表 略)

(表 略)

別表 13 (第 3 条の 2 第 1 項第 5 号ト関係ー建設機械の保有状況の数値)

(表 略)

別表 14 (第 3 条の 2 第 1 項第 5 号チ関係ーは国際標準化機構が定めた規格による登録状況の数値)

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	点 数
第 9001 号及び第 14001 号の登録	10
第 9001 号の登録	5
第 14001 号の登録	5
無	0

別表 17 (第 3 条の 2 第 2 項第 1 号関係ー年間平均実績高)

(表 略)

別表 18 (第 3 条の 2 第 2 項第 2 号関係ー経営規模)

(表 略)

別表 23 (第 3 条の 2 第 2 項第 2 号関係－経営規模)
(表 略)

別表 24 (第 3 条の 2 第 3 項第 1 号関係－年間平均実績高)
(表 略)

別表 25 (第 3 条の 2 第 3 項第 2 号－経営規模)
(表 略)

別表 26 (第 3 条の 2 第 3 項第 3 号関係－経営比率等)
(表 略)

別表 27 (第 4 条の 2 第 1 項第 1 号関係－港湾工事用保有船舶の保有による点数)
(表 略)

別表 28 (第 4 条の 2 第 1 項第 2 号イ関係－技術的難易度係数)
(表 略)

別表 29 (第 4 条の 2 第 1 項第 2 号イ関係－部局係数)
(表 略)

別表 30 (第 4 条の 2 第 1 項第 2 号イ関係－直近係数)
(表 略)

別表 31 (第 4 条の 2 第 1 項第 2 号イ関係－工事成績等による点数)
(表 略)

別表 19 (第 3 条の 2 第 2 項第 2 号関係－経営規模)
(表 略)

別表 20 (第 3 条の 2 第 3 項第 1 号関係－年間平均実績高)
(表 略)

別表 21 (第 3 条の 2 第 3 項第 2 号－経営規模)
(表 略)

別表 22 (第 3 条の 2 第 3 項第 3 号関係－経営比率等)
(表 略)

別表 23 (第 4 条の 2 第 1 項第 1 号関係－港湾工事用保有船舶の保有による点数)
(表 略)

別表 24 (第 4 条の 2 第 1 項第 2 号イ関係－技術的難易度係数)
(表 略)

別表 25 (第 4 条の 2 第 1 項第 2 号イ関係－部局係数)
(表 略)

別表 26 (第 4 条の 2 第 1 項第 2 号イ関係－直近係数)
(表 略)

別表 27 (第 4 条の 2 第 1 項第 2 号イ関係－工事成績等による点数)
(表 略)

別表 32 (第 4 条の 2 第 1 項第 3 号イ関係－専門技術者数による点数)
(表 略)

別表 33 (第 4 条の 2 第 1 項第 3 号ロ関係－新技術等の開発実績による点数)
(表 略)

別表 34 (第 4 条の 2 第 2 項第 1 号イ関係－測量調査の業務成績による点数)
(表 略)

別表 35 (第 4 条の 2 第 2 項第 1 号ロ関係－業務経歴等による点数)
(表 略)

別表 36 (第 5 条関係－契約業者の等級の格付け)
(表 略)

別表 28 (第 4 条の 2 第 1 項第 3 号イ関係－専門技術者数による点数)
(表 略)

別表 29 (第 4 条の 2 第 1 項第 3 号ロ関係－新技術等の開発実績による点数)
(表 略)

別表 30 (第 4 条の 2 第 2 項第 1 号イ関係－測量調査の業務成績による点数)
(表 略)

別表 31 (第 4 条の 2 第 2 項第 1 号ロ関係－業務経歴等による点数)
(表 略)

別表 32 (第 5 条関係－契約業者の等級の格付け)
(表 略)